

武蔵村山市立地適正化計画

～届出の手引き～

目次

1	立地適正化計画と届出制度について	1
2	居住誘導区域・都市機能誘導区域及び誘導施設	2
3	居住誘導に係る届出について	7
4	都市機能誘導に係る届出について	13
5	届出に関する Q&A	20

武蔵村山市立地適正化計画における届出制度について

武蔵村山市では、多摩都市モノレールの延伸をはじめ、都市構造に大きく影響する様々な事業が進められています。その中で、これまでの土地利用規制等に加え、医療、福祉、商業等の利便性の高い都市機能の誘導による拠点の形成と、良好な住宅環境の維持・向上を図っていくために、武蔵村山市立地適正化計画を策定しました。

立地適正化計画は、都市機能誘導区域に都市機能を有する施設を誘導・集約するとともに、居住誘導区域に居住を誘導することを目的としているため、区域外における一定規模以上の開発行為、建築行為等については届出が必要です。

本手引は、届出が必要な行為や手続きの流れ、提出書類等をまとめたものです。

1 立地適正化計画と届出制度について

(1) 立地適正化計画とは

立地適正化計画は、商業施設、医療・福祉施設や住居等がまとまって立地し、これらの拠点を公共交通で結ぶことで、誰もがアクセスしやすい「コンパクト・プラス・ネットワーク」の考え方の下、持続可能なまちづくりを推進するための戦略的な計画です。

立地適正化計画では、都市全体を見渡しながらか、居住や都市機能を誘導する区域を設定するとともに、これらを誘導するための施策等を記載します。

武蔵村山市立地適正化計画（令和7年3月策定）は、市役所1階の市政情報コーナーで販売しているほか、市ホームページからもダウンロードしてご覧いただけます。

(2) 届出制度の概要

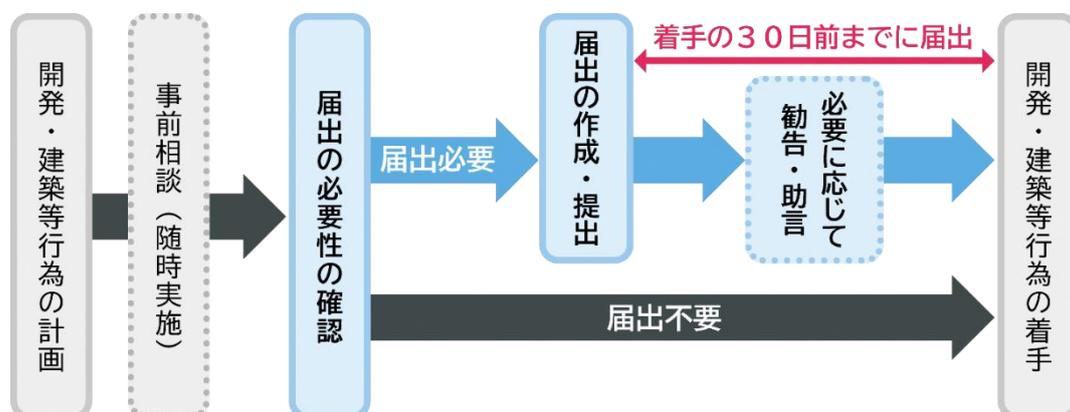
立地適正化計画の公表に伴い、以下の行為を行おうとする場合、都市再生特別措置法に基づき、行為着手の30日前までに市への届出が必要になります。

- ① 居住誘導区域外での一定規模の住宅の開発行為や建築等行為（P.7ハ）
- ② 都市機能誘導区域内外での誘導施設の開発行為や建築等行為（P.13ハ）
- ③ 都市機能誘導区域内での誘導施設の休止又は廃止（P.13ハ）

届出制度は、居住誘導区域外における住宅開発の動向や、都市機能誘導区域内外における誘導施設の立地動向を把握するとともに、各種支援措置などの情報提供を通じて、誘導区域内への立地誘導を図るために運用するものです。

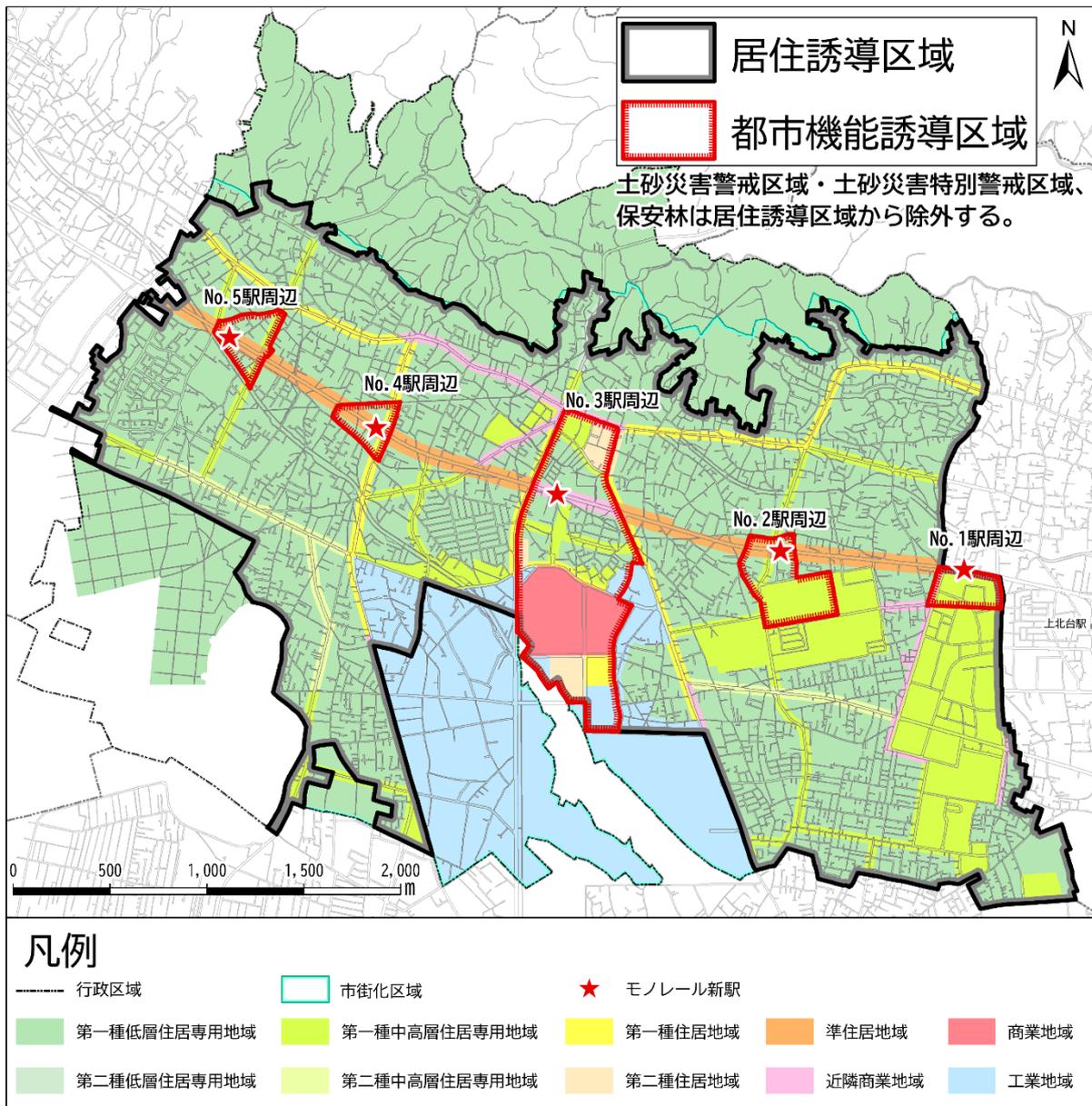
(3) 届出の流れ

届出対象の開発行為や建築等行為を行おうとする場合は、**行為に着手する日の30日前までに**、届出に必要な書類を作成し、都市計画課へ提出してください。



2 居住誘導区域・都市機能誘導区域及び誘導施設

(1) 居住誘導区域・都市機能誘導区域



※区域の詳細については、都市計画課窓口でご確認ください。

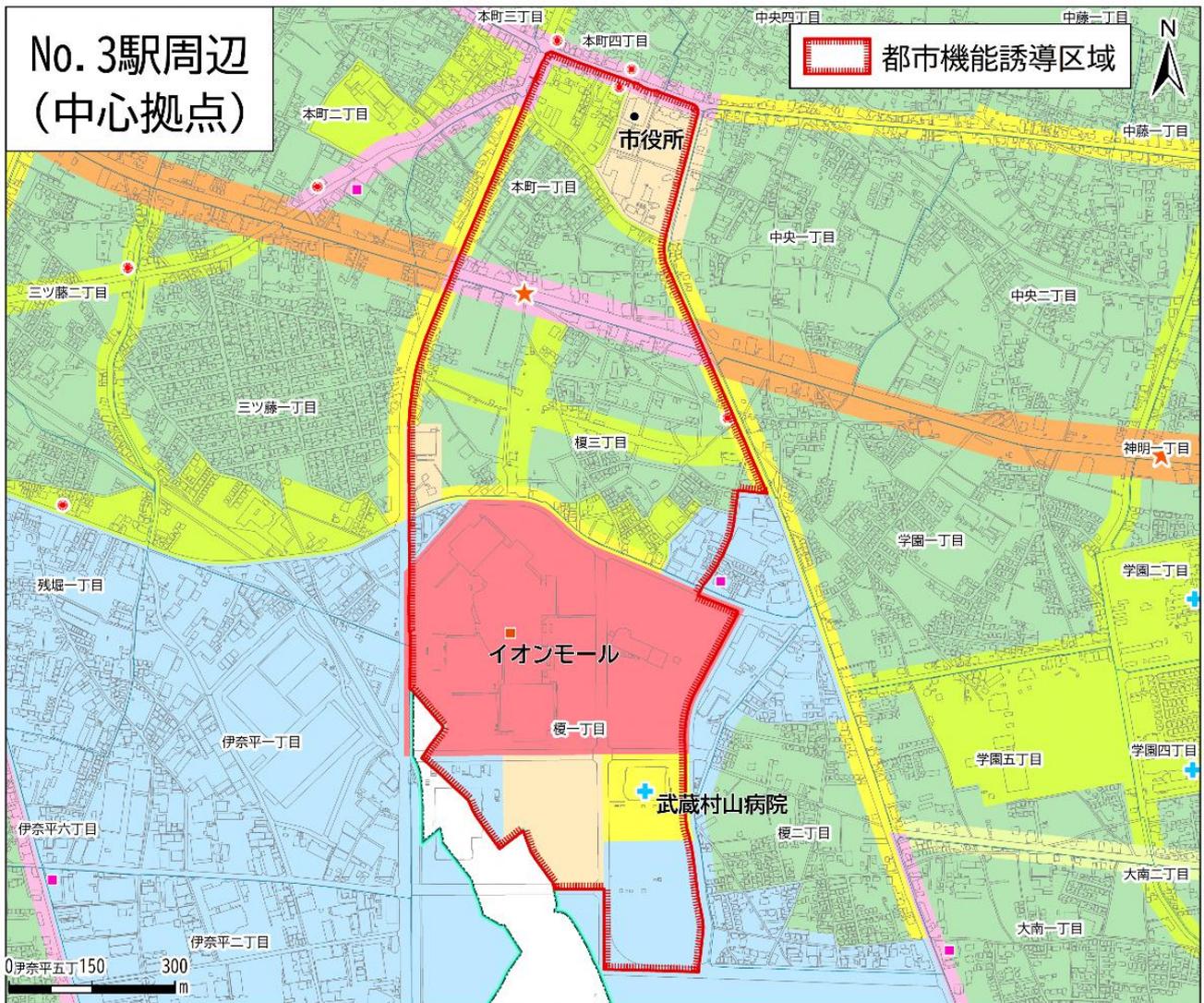
居住誘導区域

一定のエリアにおいて人口密度を維持することにより、生活サービスやコミュニティが持続的に確保されるよう居住を誘導すべき区域。本市では、土砂災害のリスクがあるエリアや住宅系用途が主な土地利用ではないエリア等を除いた市街化区域内に設定。

都市機能誘導区域

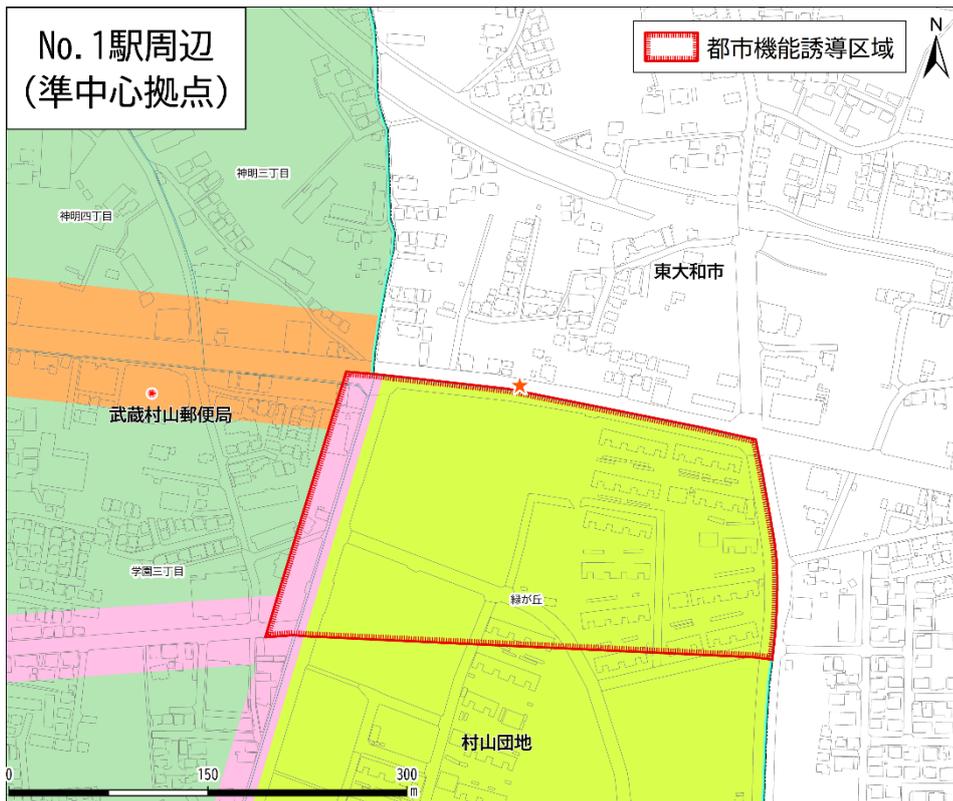
医療、福祉、商業等の都市機能を都市の拠点に誘導し集約することで、各種サービスの効率的な提供が図られるよう定める区域。本市では、多摩都市モノレールの延伸により設置される5つの駅周辺に設定。

(2) 都市機能誘導区域 (拡大図)

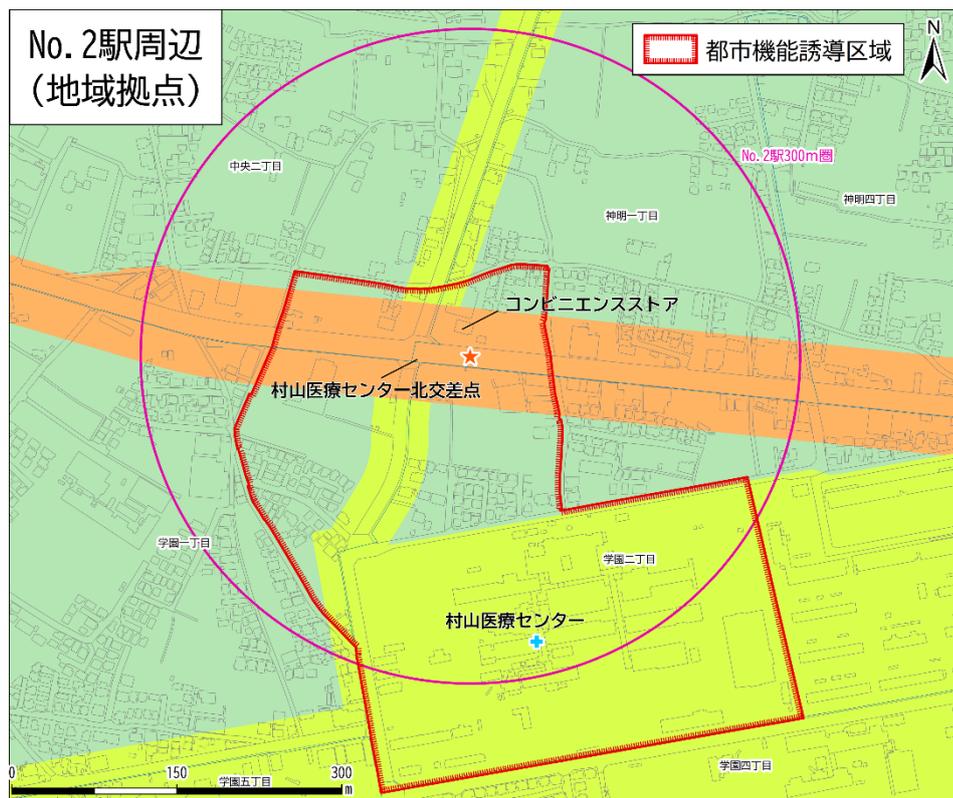


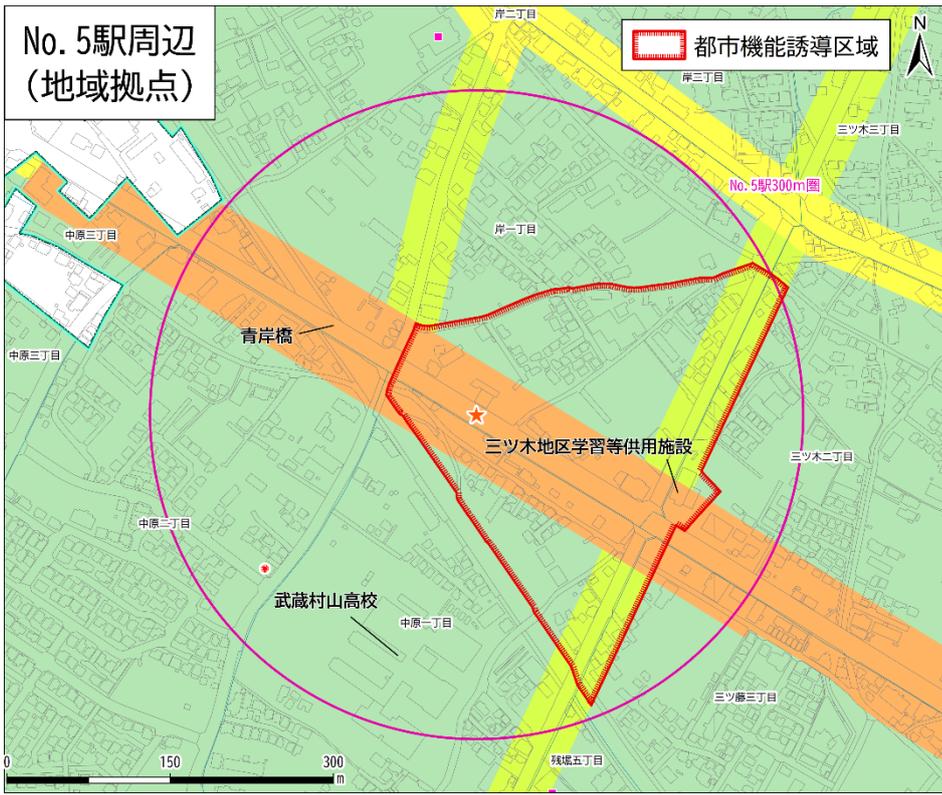
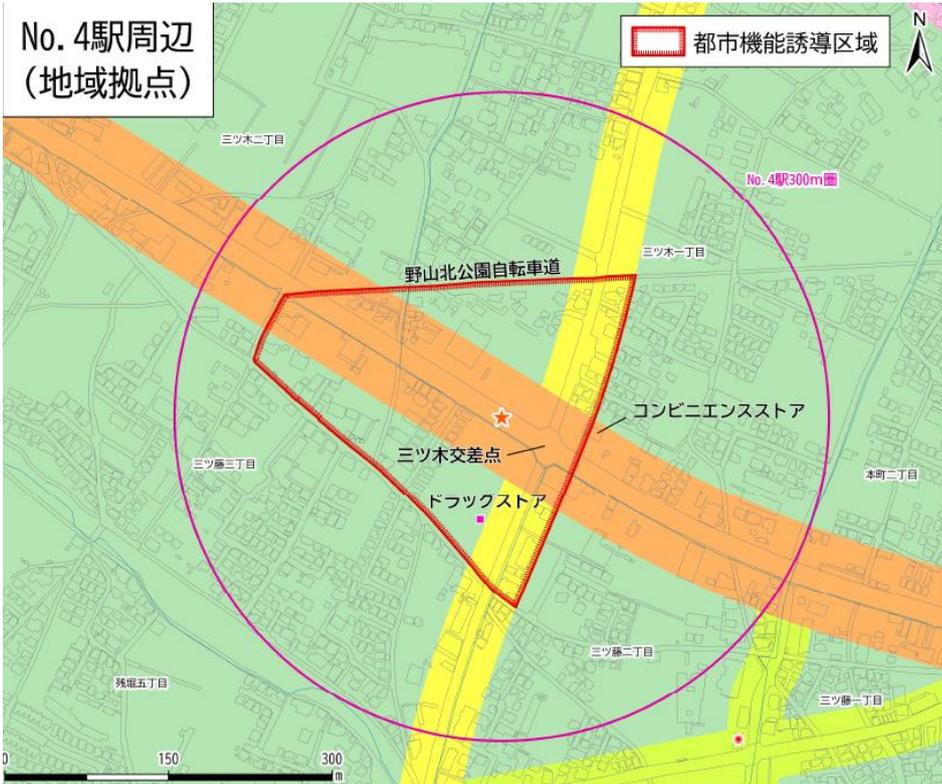
凡例

-----	行政区域		第一種低層住居専用地域		第二種住居地域
	市街化区域		第二種低層住居専用地域		準住居地域
★	モノレール新駅		第一種中高層住居専用地域		近隣商業地域
●	市役所		第二種中高層住居専用地域		商業地域
■	複合商業施設		第一種住居地域		工業地域
■	食料品店 (延床面積500㎡以上1,000㎡未満)				
+	病院				
●	銀行・信用金庫等				



- ### 凡例
- 行政区域
 - 市街化区域
 - ★ モノレール新駅
 - 市役所
 - 複合商業施設
 - 食料品店 (延床面積500㎡以上1,000㎡未満)
 - ⊕ 病院
 - 銀行・信用金庫等
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 工業地域





- ### 凡例
- 行政区域
 - 市街化区域
 - ★ モノレール新駅
 - 市役所
 - 複合商業施設
 - 食料品店 (延床面積500㎡以上1,000㎡未満)
 - ⊕ 病院
 - 銀行・信用金庫等
 - 第一種低層住居専用地域
 - 第二種低層住居専用地域
 - 第一種中高層住居専用地域
 - 第二種中高層住居専用地域
 - 第一種住居地域
 - 第二種住居地域
 - 準住居地域
 - 近隣商業地域
 - 商業地域
 - 工業地域

(3) 誘導施設

機能	施設種別	No. 5 駅	No. 4 駅	No. 3 駅	No. 2 駅	No. 1 駅	定義
		地域拠点	地域拠点	中心拠点	地域拠点	準中心拠点	
行政	市役所			■			地方自治法第 4 条第 1 項に規定する施設
子育て	送迎保育 ステーション	★	★	★	★	★	保育施設の登園前又は退園後の子どもを一時的に預かり、保育施設との往來を行う保育サービスを行う施設
商業	複合商業施設 *延床面積 50,000 m ² 以上			■			複数の小売業、サービス業、飲食業、娯楽等の店舗が 1 か所に集まった延床面積が 50,000 m ² 以上の大型商業施設
	複合商業施設 *延床面積 5,000 m ² 以上					★	複数の小売業、サービス業、飲食業、娯楽等の店舗が 1 か所に集まった延床面積が 5,000 m ² 以上の大型商業施設
	食料品店 *延床面積 500 m ² 以上、 1,000 m ² 未満	★	★	★	★		延床面積が 500 m ² 以上、1,000 m ² 未満の食料品を扱う小売店舗（スーパーマーケット、ドラッグストア等）
医療	病院			■	■		医療法第 1 条の 5 第 1 項に規定する施設
金融	銀行・信用金庫等			★			銀行法第 2 条に規定する施設、信用金庫法に基づく信用金庫、農水産業協同組合貯金保険法第 2 条第 4 項第 1 号に規定する事業を行う施設、日本郵便株式会社法第 2 条第 4 項に規定する施設
交流	運動交流施設		★	★	★		運動・健康づくりを通じた交流ができる施設
	青少年交流施設	★					青少年が文化活動、自習及び交流などの様々な活動を行える複合施設
	多世代交流施設		★		★	★	子どもから高齢者までの幅広い世代の方々が集い、相互に交流できる施設

★：誘導型…現状立地しておらず、新規施設の積極的な誘導を図る場合又は現状立地していても新規施設の立地を妨げない場合

■：維持型…既に立地しており、施設の維持を図る場合

誘導施設

拠点の形成やにぎわいの創出、駅周辺の利便性向上等の観点から、都市機能誘導区域内への立地が望ましい施設。

3 居住誘導に係る届出について

(1) 届出の対象となる行為

居住誘導区域^外で以下の行為を行おうとする場合には、届出が必要です。

開発行為	<p>① 3戸以上の住宅の建築目的の開発行為 ② 1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000㎡以上のもの</p> <div data-bbox="544 539 1209 882"><p>①の例示 3戸の開発行為  届出必要</p><p>②の例示 1,300㎡ 1戸の開発行為  届出必要</p><p>800㎡ 2戸の開発行為  届出不要</p></div>
建築等行為	<p>① 3戸以上の住宅を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅等とする場合</p> <div data-bbox="544 1003 1209 1234"><p>①の例示 3戸の建築行為  届出必要</p><p>1戸の建築行為  届出不要</p></div>

※ここでいう住宅とは、一戸建ての住宅、長屋、共同住宅、兼用住宅等を指します。詳しくは、建築基準法における住宅の取扱いを参考にしてください。

※既に届出を行った開発行為、建築行為等を変更する場合も届出が必要です。

※開発行為と建築行為等が一体の場合は、開発行為と建築行為等それぞれに届出が必要です。

ただし、以下の行為については、届出は必要ありません。（都市再生特別措置法第88条第1項、都市再生特別措置法施行令第34・35条）

- 住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の居住の用に供するものの建築の用に供する目的で行う開発行為及び新築
- 建築物を改築し、又はその用途を変更して住宅等で仮設のもの又は農林漁業を営む者の住宅等とする行為
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出に必要な書類

届出が必要となる開発行為・建築等行為を行う場合には、次の表のとおり対象行為ごとに定められた書類を提出してください。

届出書様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

トップページ ➡ 市政情報 ➡ 都市計画関連 ➡ 立地適正化計画に係る届出制度について



	届出書	添付書類	提出部数
開発行為	様式第 10 (記入例 P. 10)	<ul style="list-style-type: none"> ● 位置図（当該行為を行う土地の区域や周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上） ● 設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上） ● その他参考となる事項を記載した図面（求積図等） 	1 部
建築等行為	様式第 11 (記入例 P. 11)	<ul style="list-style-type: none"> ● 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上） ● 立面図（縮尺 1/50 以上、2 面以上） ● 各階平面図（縮尺 1/50 以上） ● その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等） 	1 部
届出内容変更	様式第 12 (記入例 P. 12)	上記のそれぞれの場合と同様	1 部

※届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状（書式自由）を添付してください。

(3) 届出方法

届出は以下のいずれかの方法により、**行為着手の 30 日前まで**に提出してください。

窓口	市役所2階の都市計画課窓口へ届出書及び添付書類をお持ちの上、提出してください。
郵送	届出書及び添付書類を以下の宛先に送付してください。期日必着。 〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 武蔵村山市都市計画課計画係 宛
オンライン	届出書及び添付書類を提出フォームにアップロードして提出してください。届出書様式のダウンロードページに提出フォームへのリンクがあります。 トップページ ➡ 市政情報 ➡ 都市計画関連 ➡ 立地適正化計画に係る届出制度について



※いずれの場合も受理通知書の発行や提出書類の返却は行いません。控えが必要な場合は、窓口でコピーをお持ちいただければ、受領印を押印します。

(4) 留意事項

- ・居住誘導区域外での開発行為・建築等行為が、居住誘導区域内の住宅の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 88 条第 3 項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。
- ・届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万以下の罰金に処せられることがあります。
- ・届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。

(5) 様式記入例

記入例 1 居住誘導に係る開発行為の届出に関する様式

様式第十（第三十五条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第88条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和●年 ●月 ●日
武蔵村山市長 殿

届出は行為着手
の30日前まで

届出者住所 武蔵村山市●●●丁目●-●
氏名 ●● ●●

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	武蔵村山市▲▲丁目▲番▲
	2 開発区域の面積	3,000 平方メートル
	3 住宅等の用途	例1) 一戸建ての住宅 5区画 例2) 共同住宅 3戸 戸数・区画数も記入
	4 工事の着手予定年月日	令和●年●月●日
	5 工事の完了予定年月日	令和●年●月●日
	6 その他必要な事項	

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

記入例 3**居住誘導に係る開発行為・建築等行為の届出内容の変更届出に関する様式**

様式第十二（第三十八条第一項関係）

行為の変更届出書

令和●年 ●月 ●日

武蔵村山市長 殿

届出者 住所 武蔵村山市●●●丁目●-●
氏名 ●● ●●

都市再生特別措置法第88条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

令和●年 ●月 ●日

2 変更の内容

変更内容を分かりやすく記載

変更内容	変更前	変更後
住宅用区画数	20区画	18区画

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和●年●月●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和●年●月●日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

注2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

4 都市機能誘導に係る届出について

(1) 届出の対象となる行為

都市機能誘導区域~~外~~で以下の行為を行おうとする場合には、届出が必要です。

開発行為	誘導施設を有する建築物の建築目的の開発行為を行おうとする場合
建築等行為	① 誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合 ② 建築物を改築し、誘導施設を有する建築物とする場合 ③ 建築物の用途を変更し、誘導施設を有する建築物とする場合

※既に届出を行った開発行為、建築行為等を変更する場合も届出が必要です。

※開発行為と建築行為等が一体の場合でも、開発行為と建築行為等それぞれに届出が必要です。

例 1：誘導施設である食料品店（延床面積 500 m²以上 1,000 m²未満）を建築しようとする場合、下図のようなイメージとなります。



また、都市機能誘導区域~~内~~で、誘導施設の休止又は廃止を行おうとする場合は、届出が必要です。

例 2：誘導施設である銀行を廃止しようとする場合、下図のようなイメージとなります。



ただし、次の行為については、届出は必要ありません。（都市再生特別措置法第 108 条第 1 項、都市再生特別措置法施行令第 44 条）

- 誘導施設を有する建築物で仮設のもの（建築の用に供する目的で行う開発行為、新築、改築、用途の変更）
- 非常災害のため必要な応急措置として行う行為
- 都市計画事業の施行として行う行為又はこれに準ずる行為として政令で定める行為

(2) 届出に必要な書類

届出が必要となる開発行為・建築等行為を行う場合には、次の表のとおり対象行為ごとに定められた書類を提出してください。

届出書様式は、市ホームページからダウンロードしてください。

トップページ ➡ 市政情報 ➡ 都市計画関連 ➡ 立地適正化計画に係る届出制度について



	届出書	添付書類	提出部数
開発行為	様式第 18 (記入例 P. 16)	<ul style="list-style-type: none"> ● 位置図（当該行為を行う土地の区域や周辺の公共施設を表示する図面、縮尺 1/1,000 以上） ● 設計図（土地利用計画図等、縮尺 1/100 以上） ● その他参考となる事項を記載した図面（求積図等） 	1 部
建築等行為	様式第 19 (記入例 P. 17)	<ul style="list-style-type: none"> ● 配置図（敷地内における建築物の位置を表示する図面、縮尺 1/100 以上） ● 立面図（縮尺 1/50 以上）2 面以上 ● 各階平面図（縮尺 1/50 以上） ● その他参考となる事項を記載した図面（位置図、求積図等） 	1 部
届出内容変更	様式第 20 (記入例 P. 18)	上記のそれぞれの場合と同様	1 部
休止又は廃止	様式第 21 (記入例 P. 19)	<ul style="list-style-type: none"> ● 位置図（縮尺 1/1,000 以上） ● その他参考となる事項を記載した図面（求積図等） 	1 部

※届出手続きを代理人に委任する場合は、委任状（書式自由）を添付してください。

(3) 届出方法

届出は以下のいずれかの方法により、**行為着手の 30 日前まで**に提出してください。

窓口	市役所2階の都市計画課窓口へ届出書及び添付書類をお持ちの上、提出してください。
郵送	届出書及び添付書類をこちらの宛先に送付してください。期日必着。 〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目 1 番地の 1 武蔵村山市都市計画課計画係
オンライン	届出書及び添付書類を提出フォームにアップロードして提出してください。届出書様式のダウンロードページに提出フォームへのリンクがあります。 トップページ ➡ 市政情報 ➡ 都市計画関連 ➡ 立地適正化計画に係る届出制度について



※いずれの場合も受理通知書等の発行や提出書類の返却は行いません。控えが必要な場合は、窓口でコピーをお持ちいただければ、受領印を押印します。

(4) 留意事項

- ・都市機能誘導区域外での開発行為・建築等行為が、都市機能誘導区域内における誘導施設の立地誘導を図る上で支障があると認められるときは、都市再生特別措置法第 108 条第 3 項の規定に基づき、勧告などの必要な措置を行うことがあります。
- ・新たな誘導施設の立地又は立地の誘導を図るため、休止又は廃止しようとする誘導施設の建築物を有効に活用する必要があると市が認めるときは、都市再生特別措置法第 108 条の 2 の第 2 項に基づき、当該建築物の存置その他の必要な助言又は勧告をすることがあります。
- ・届出をしないで、又は虚偽の届出をして、開発行為・建築等行為を行った場合、都市再生特別措置法第 130 条の規定に基づき 30 万以下の罰金に処せられることがあります。
- ・届出義務に関する規定は、宅地建物取引業法第 35 条「重要事項の説明等」の対象になります。

(5) 様式記入例

記入例 4 都市機能誘導に係る開発行為の届出に関する様式

様式第十八（第五十二条第一項第一号関係）

開発行為届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、開発行為について、下記により届け出ます。

令和●年 ●月 ●日
武蔵村山市長 殿

届出者住所 武蔵村山市●●●丁目●-●
氏名 ●● ●●

開発行為の概要	1 開発区域に含まれる地域の名称	武蔵村山市▲▲丁目▲番▲
	2 開発区域の面積	900 平方メートル
	3 建築物の用途	食料品店
	4 工事の着手予定年月日	令和●年 ●月 ●日
	5 工事の完了予定年月日	令和●年 ●月 ●日
	6 その他必要な事項	(施設名称) スーパーマーケット●●店 (延床面積) 900 m ²

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

- ・施設名称を記入
- ・商業施設の場合は延床面積も記入

記入例 5 誘導施設の建築等行為の届出に関する様式

様式第十九 (第五十二条第一項第二号関係)

誘導施設を有する建築物を新築し、又は建築物を改築し、若しくは
その用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為の届出書

都市再生特別措置法第108条第1項の規定に基づき、

誘導施設を有する建築物の新築
 建築物を改築して誘導施設を有する建築物とする行為
 建築物の用途を変更して誘導施設を有する建築物とする行為

該当するものを
囲んでください

について、下記により届け出ます。

令和●年 ●月 ●日
武蔵村山市長 殿

届出者 住所 武蔵村山市●●●丁目●-●
氏名 ●● ●●

1 建築物を新築しようとする土地又は改築若しくは用途の変更をしようとする建築物の存する土地の所在、地番、地目及び面積	所在地 在 武蔵村山市▲▲丁目▲番▲ 目 宅地 面積 1,000 m ²
2 新築しようとする建築物又は改築若しくは用途の変更後の建築物の用途	送迎保育ステーション
3 改築又は用途の変更をしようとする場合は既存の建築物の用途	オフィス
4 その他必要な事項	(施設名称) ●●●保育ステーション (建築物の全体の延床面積) ●●m ² (誘導施設の延床面積) ●●m ² (着手予定年月日) 令和●年●月●日 (完了予定年月日) 令和●年●月●日

注 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

記入例 6

都市機能誘導に係る開発行為・建築等行為の届出内容の変更届出に関する様式

様式第二十（第五十五条第一項関係）

行為の変更届出書

届出は変更内容の
行為着手の30日前まで

令和●年 ●月 ●日

武蔵村山市長 殿

届出者 住所 武蔵村山市●●●丁目●-●

氏名 ●● ●●

都市再生特別措置法第108条第2項の規定に基づき、届出事項の変更について、下記により届け出ます。

記

1 当初の届出年月日

令和●年 ●月 ●日

2 変更の内容

変更内容を分かり
やすく記載

変更内容	変更前	変更後
面積	5,000㎡	5,200㎡

3 変更部分に係る行為の着手予定日

令和●年 ●月 ●日

4 変更部分に係る行為の完了予定日

令和●年 ●月 ●日

注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載すること。

2 変更の内容は、変更前及び変更後の内容を対照させて記載すること。

記入例7 誘導施設の休止又は廃止の届出に関する様式

様式第二十一（第五十五条の二関係）

誘導施設の休廃止届出書

届出は休止又は廃止
の30日前まで 令和●年 ●月 ●日

武蔵村山市長 殿

届出者 住所 武蔵村山市●●●丁目●-●
氏名 ●● ●●

都市再生特別措置法第108条の2第1項の規定に基づき、誘導施設の（休止・**廃止**）について、下記により届け出ます。

記

1 休止（廃止）しようとする誘導施設の名称、用途及び所在地

名称：●●スーパー
用途：食料品店（面積：900㎡）
所在地：武蔵村山市▲▲丁目▲番▲

・本手引き P6 の誘導施設のうち
いずれか該当する名称を記入
・商業施設の場合は延床面積も記入

2 休止（廃止）しようとする年月日 令和●年●月●日

3 休止しようとする場合にあっては、その期間

いずれか該当する措置について
具体的に記入

4 休止（廃止）に伴う措置

(1) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がある場合、予定される当該建築物の用途

自社の倉庫

(2) 休止（廃止）後に誘導施設を有する建築物を使用する予定がない場合、当該建築物の存置に関する事項

（存置する場合）使用について決まるまで、適切に管理する。

（除却する場合）除却予定時期：○年○月○日

跡地については、売却予定

下記の注2を踏まえ、存置する場合と除去する場合とで書き分ける

- 注1 届出者が法人である場合においては、氏名は、その法人の名称及び代表者の氏名を記載してください。
- 2 4(2)欄には、当該建築物を存置する予定がある場合は存置のために必要な管理その他の事項について、当該建築物を存置する予定がない場合は当該建築物の除却の予定時期その他の事項について記入してください。

5 届出に関する Q&A

(1) 届出の対象となる区域について

Q1 各誘導区域の詳細はどこで確認できますか。

A 市役所 2 階の都市計画課で縮尺 1/2, 500 の都市計画図で確認できるほか、地番が分かれば電話でも確認できます。

Q2 敷地が誘導区域内外にわたる場合、届出は必要ですか。

A 開発行為・建築等行為の場合、敷地の一部でも誘導区域外であれば、届出は必要です。また、誘導施設の休止又は廃止に関しては、敷地の一部でも誘導区域内であれば、届出が必要です。

(2) 届出の対象となる行為について

Q3 届出対象となる「開発行為」とはどのようなものですか。

A 「開発行為」とは、主として建築物の建築又は特定工作物の建設の用に供する目的で行う土地の区画形質の変更を指します。

Q4 開発行為と建築等行為を一体的に行う場合は、それぞれの届出が必要ですか。

A 開発行為と建築等行為それぞれに届出が必要です。

Q5 住宅や誘導施設を同じ場所に建て替える場合、届出が必要ですか。

A その場所が居住誘導区域外又は都市機能誘導区域外など、届出が必要な区域である場合は、同じ場所に建て替えるとしても届出が必要です。

Q6 届出の対象となる「住宅」とはどのようなものですか。

A 一戸建ての住宅や長屋、共同住宅、店舗兼用住宅など居住機能を備えた建築物です。詳しくは建築基準法における住宅の取扱いを参考にしてください。

Q7 3 戸以上の「共同住宅」を複数棟一度に建築する場合は、それぞれ届出が必要ですか。

A 複数の住宅を一度に建築する場合は、届出は 1 つとし、届出書や添付図面にその内容（A 棟、B 棟、…）が分かるように記載してください。ただし、開発行為と建築等行為の両方が行われる場合は、それぞれについて届出が必要です。

Q8 開発予定地で 3 戸以上の住宅を異なる着工日で建築する場合は、届出が必要ですか。

A 各戸の着工が同時でなくても届出の対象となります。

Q9 サービス付き高齢者住宅や社宅等についても、届出対象の「住宅」となりますか。

A 実態に応じて、建築基準法の共同住宅に該当すると判断されるものは、「住宅」として取り扱います。

Q10 建物の一部に「誘導施設」を含む複合施設は届出の対象となりますか。

A 一部でも誘導施設を有する場合は対象となります。

Q11 複数の「誘導施設」を有する建築物は、それぞれの届出が必要ですか。

A 複数の誘導施設が1つの建築物に集約されている場合は、届出は1つで結構です。ただし、開発行為と建築等行為の両方が行われる場合は、それぞれについて届出が必要です。

Q12 誘導施設の休止と廃止の違いは何ですか？

A 誘導施設を再開する意思がある場合は「休止」、再開する意思がない場合は「廃止」となります。

Q13 休止の届出が必要となる休止期間はどのぐらいですか？

A 休止する場合の休止期間について法令等の定めはありませんが、目安として3カ月以上休業する場合は、休止届の提出が求められます。

(3) 届出全般について

Q14 届出書の地目、面積は何に基づき記載すれば良いですか。

A 地目は土地登記簿、面積は原則として実測に基づき記載してください。

Q15 面積等の軽微な変更であっても変更の届出が必要ですか。

A 記載誤り以外は、変更届の提出が必要です。

【問合せ先】 武蔵村山市 都市整備部 都市計画課

〒208-8501 東京都武蔵村山市本町一丁目1番地の1 TEL 042-565-1111 (内線 272・274)

令和7年3月